

第3期平戸市教育振興基本計画 (令和2年度～令和6年度)



平戸市教育委員会

目 次

— 第1章 — 第3期平戸市教育振興基本計画の策定

- | | |
|--------------------------|---|
| 1. 第3期平戸市教育振興基本計画の策定について | 1 |
| 2. 計画について | 1 |
| 3. 計画の期間 | 2 |

— 第2章 — 本市が目指す教育

- | | |
|----------------|---|
| 1. 本市教育の基本的考え方 | 3 |
| 2. 基本理念について | 4 |
| 3. 重点目標について | 4 |
| 4. 第2期計画の評価 | 5 |

— 第3章 — 主要施策の展開

- | | |
|--|----|
| 1. 第3期平戸市教育振興基本計画体系図 | 6 |
| 2. 平戸市教育振興基本計画の主要施策 | 7 |
| I 平戸の明日を担う人材の育成 | 7 |
| 豊かな心や柔軟な発想、創造性を身に付け、自らの人生を切り拓く人材を育成します | |
| 1 未来を切り拓く子どもの育成 | 7 |
| 2 人生を豊かにする心と体の育成 | 11 |
| 3 子どもの学びを支える教育環境の充実 | 14 |
| II 生涯にわたる学びの充実 | 17 |
| 心身ともに豊かに学び続ける人材を育成します | |
| 1 いきがいにつながる学びの充実 | 17 |
| 2 子どもたちの健やかな成長の支援 | 20 |
| 3 生涯にわたるスポーツの推進 | 23 |
| III 歴史・伝統文化の保存・継承・活用 | 26 |
| 豊かな自然や歴史文化遺産・伝統文化、芸術などを大切にした郷土愛を育みます | |
| 1 平戸学の推進 | 26 |
| 2 文化遺産の保存・保全、活用の推進 | 29 |
| 3 芸術文化活動の推進 | 32 |

— 第4章 — 計画の着実な推進に向けて

1. 計画の周知	35
2. 計画の推進にあたっての関係機関との連携	35
3. 計画の推進管理	35

— 資料編 —

1. 平戸市教育振興基本計画策定委員会条例	36
2. 平戸市教育振興基本計画策定委員	38
3. 用語解説	39

第1章 第3期平戸市教育振興基本計画の策定

1. 第3期平戸市教育振興基本計画の策定について

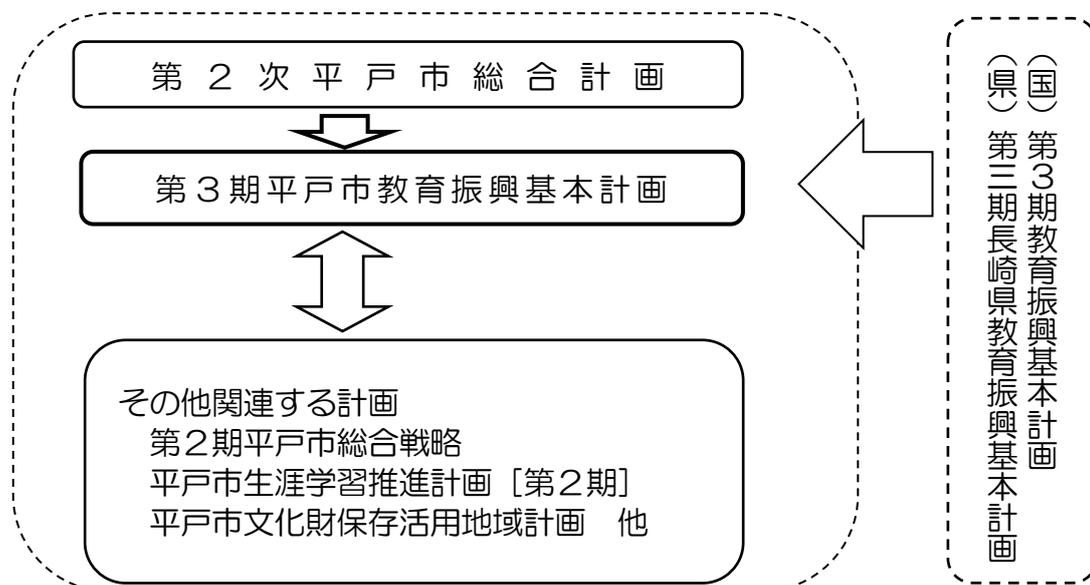
国においては、教育基本法により教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成20年から教育振興基本計画を策定し、平成30年に第3期教育振興基本計画を策定しています。地方においては、国の教育基本計画を参酌しながら、地域の実情に応じた教育の振興に関する基本的な計画を定めるよう求められています。

平戸市教育委員会では、これまで教育基本法、国、県の教育振興基本計画及び平戸市教育方針を踏まえ、「平戸市教育振興基本計画（平成22年度～26年度）」、「第2期平戸市教育振興基本計画（平成27年度～令和元年度）」を策定し、本市教育の振興を図ってきました。

この第2期平戸市教育振興基本計画が期間満了を迎えたため、これまでの取り組みを検証するとともに、検証の結果を踏まえ、人口減少、高齢化、グローバル化といった急速かつ急激に変化する社会に対応するため、国、県の計画を参酌しながら、これからの5年間における本市教育の取り組むべき施策を明らかにすることにより、本市教育の着実な振興のため策定するものです。

2. 計画について

この計画は、第2次平戸市総合計画（未来創造羅針盤）等を踏まえ、本市の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、3つの重点目標を掲げ、その実現のための教育に関連する施策全体を網羅し、教育、文化芸術、スポーツ等のアクションプランとして策定しているものです。



3. 計画の期間

令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とします。

第2章 本市が目指す教育

1. 本市教育の基本的考え方

本市教育の基本的考え方については、第2期平戸市教育振興基本計画と同様に、「平戸市教育方針」並びに「平戸市教育努力目標」を基本として、平戸市の明日を担う子どもたちの教育の充実、住民の生涯にわたる学習、スポーツの推進に努め、また、豊かな自然環境、海外との交流に伴う幅広い歴史文化、地域社会に根差す多様な伝統文化を保存・継承しながら、明日の平戸市を、そして、ひいては我が国を支える人材育成に取り組んでいきます。

平戸市教育方針

平戸市教育委員会は、市民協働のもと英知を結集し、本市教育の充実発展を期する。

このため、人間尊重の精神を基調とし、郷土の、古より世界に開かれた輝かしい歴史・文化と美しい自然・豊かな人情を愛し、心身ともにたくましく、生涯を通じて創造的に学び続ける、国際感覚豊かな活力ある人間の育成に努める。

特に教育にたずさわる者は、その使命を果たすため、人間性と専門性の研修に励み、資質・能力を高めるとともに、家庭・学校・地域社会との連携・融合を図り、深い教育愛をもって日々の実践に努める。

平戸市教育努力目標

(学校教育の実現)

○心の教育を充実し、学力の向上に取り組む学校教育の実現

(生涯学習の推進)

○学ぶ楽しみ、活かす喜びを育てる生涯学習の推進

(人権・同和教育の推進)

○温もりのある社会をつくる人権・同和教育の推進

(青少年の育成)

○たくましさ・やさしさをもつ青少年の育成

(文化の振興と国際交流の推進)

○歴史を活かした市民文化の振興と国際交流の推進

(体育・スポーツの振興)

○健康で活力のある市民を育てる体育・スポーツの振興

2. 基本理念について

本市には、豊かな自然や多くの歴史文化遺産が存在します。これらの貴重な資源は、地域の宝であり、その地域のなかで育った記憶は生きる希望となります。

一方で、本市の現状を顧みると少子高齢化、核家族化の影響により地域における人とのつながりや連帯感は希薄化しています。人生100年時代を迎え一人ひとりが活躍し、ふるさとに誇りを持ちながら豊かで安心して暮らせる社会を実現するため、今一度「ふるさと」への愛着と誇りを育む取組みが求められています。

本市教育においては、第2期計画の基本理念を引き継ぎつつ、第2次平戸市総合計画に掲げています、未来像「夢あふれる未来のまち平戸」を実現するため、更なる本市教育の発展を目指し、次のとおり基本理念を定めます。

<基本理念>

「ふるさとに誇りをもち明日を担う人材の育成と

個性豊かな地域文化の振興」

3. 重点目標について

第3期計画においては、以下の重点目標を柱に、様々な教育施策を掲げ、計画の推進を図ります。

I 平戸の明日を担う人材の育成

- 豊かな心や柔軟な発想、創造性を身に付け、自らの人生を切り拓く人材を育成します

II 生涯にわたる学びの充実

- 心身ともに豊かに学び続ける人材を育成します

III 歴史・伝統文化の保存・継承・活用

- 豊かな自然や歴史文化遺産・伝統文化、芸術などを大切にしたい郷土愛を育みます

4. 第2期計画の評価

平成27年度から令和元年度までの5年間を実施期間とする第2期計画においては、「明日を担う人材の育成と個性豊かな地域文化の振興」を理念に掲げ「Ⅰ 高い志をもつ人づくり」「Ⅱ 地域を担う人づくり」「Ⅲ 郷土を愛する人づくり」を重点目標として各種施策や事業に取り組みました。そして、施策や事業の実施度合いや進捗による成果の達成状況を測るため95の成果指標を定め、年度ごとに達成状況を基に評価を行ってきました。

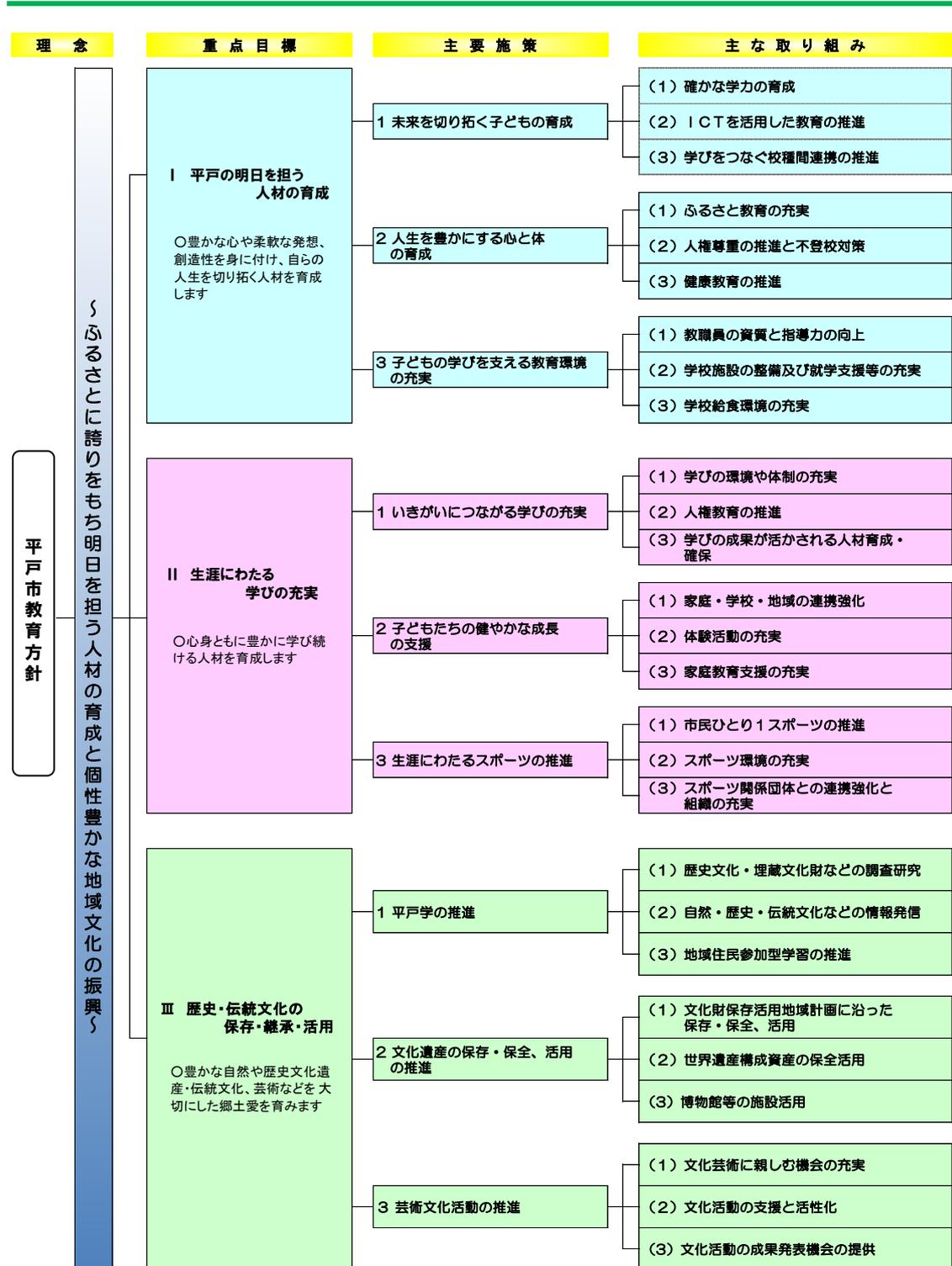
第2期計画の最終年（令和元年度）を終えての各成果指標の達成状況は次のとおりです。

<第2期 各指標達成状況>

- ・ 目標値を達成したもの 55件 (57.9%)
- ・ 目標値には届かなかったが、指標は改善したもの 19件 (20.0%)
- ・ 基準値よりも低下したもの 21件 (22.1%)

第3章 主要施策の展開

1. 第3期平戸市教育振興基本計画体系図



2. 平戸市教育振興基本計画の主要施策

重点目標Ⅰ

－ 平戸の明日を担う人材の育成 －

豊かな心や柔軟な発想、創造性を身に付け、
自らの人生を切り拓く人材を育成します

1 未来を切り拓く子どもの育成

1－（1）確かな学力の育成

【現状と課題】

確かな学力の定着と向上は、変化の激しい社会の中で、子どもたちが未来を切り拓き、自己実現を図るうえで大切です。これまでも、学力の定着について取組を行っており、全国学力・学習状況調査では小学校国語、長崎県学力調査では小学校国語と算数、中学校国語において、全国、県平均正答率を超えました。一方で、小学校国語では、説明をする文章の中で図表やグラフを効果的に使いながら自分の考えを「書くこと」、中学校国語では情報を整理して内容を捉える「読むこと」、算数、数学では、条件を用いて説明したり、理由を述べたりする「記述すること」、英語では「書くこと」に課題があります。

これらの課題を改善するために「図表やグラフ、行間を読み取る活動」と「書く活動」を重視しながら、基礎的・基本的な知識・技能及び思考力・判断力・表現力である確かな学力を確実に身につけさせることが必要です。またICT機器も効果的に活用し、授業の改善を進めることが求められます。

【今後の主な取組】

①児童生徒の学力の実態と課題の把握

- ・全国学力・学習状況調査や長崎県学力調査、平戸市学力調査を通じて、児童生徒の学力の実態と課題の把握に取り組みます。また、学力向上プランを策定し、次年度の到達目標を設定します。

②授業改善の指導の充実

- ・特に、国語、算数、数学、英語では、書く活動を重視した授業づくりの充実や、学習した内容を定着させる取組の充実に努めます。
- ・新学習指導要領で示されている「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、授業改善を進めます。

③英語教育の推進

- ・国際的な人材を育成するため、英語に焦点化した教育環境（イングリッシュタウン）をつくり、子どもたちへの語学教育を推進します。

【目指す成果指標】

No.	指標の内容	基準値		R6 目標値
		年度		
1	全国学力・学習状況調査の結果	小(国)で全国平均以上 その他全国平均以下		R1 全教科 全国平均以上
2	長崎県学力調査の結果	小(国・算)、中(国)で県平均以上 その他県平均以下		R1 全教科 県平均以上

1- (2) ICTを活用した教育の推進

【現状と課題】

児童生徒に「確かな学力」や「情報活用能力」を育成するためには、ICTを活用した教育が効果的です。本市では平成27年度に平戸市ICT教育検討委員会を立ち上げ、平戸市ICT教育ビジョン構想図をもとに整備を進めてきました。一方国は、令和元年度に学びを保障するために児童生徒1人1台の端末を整備するGIGAスクール構想を発表しました。今後は、1人1台の端末を授業等で効果的に活用できるよう、教職員のスキルアップを図りながら、教育の質的向上を図っていくことが大切になります。また、児童生徒が、情報化社会をよりよく生き抜くために、情報モラル教育にも継続して取り組む必要があります。

【今後の主な取組】

- ① ICTを活用した分かりやすく深まる授業の実践
 - ・教職員のニーズにあった研修会（ICT活用スキル向上）を実施します。
 - ・授業支援ソフトやデジタル教科書の効果的な活用を推し進めます。
 - ・児童生徒用タブレットPCの活用を通じてわかる授業の実現に努めます。
- ② 児童生徒の情報活用能力と情報モラルの育成
 - ・発達段階に応じた「情報活用の実践力」「情報の科学的な理解」「情報社会に参画する態度」を身につける指導の充実を図ります。
 - ・メディア安全指導員等と連携した最新の情報モラル教育を実施し、情報リテラシー能力の育成に努めます。また、PTA単位の情報モラルに関する研修会を奨励し、保護者にも啓発を行います。
- ③ 遠隔教育の推進
 - ・遠隔会議システムを活用し、小規模校や離島部の学校において、学校紹介、交流学习、ふれあい給食など多くの人と交流できるようにします。
 - ・感染症対策として、校内においても委員会・生徒会活動、全校集会などを分散して実施できるようにします。また、家庭でのオンライン学習の実現に向け、環境整備等に努めます。
- ④ 指定研究の推進
 - ・ICT教育に関する平戸市指定研究校を指定し、効果や成果等を市内小中学校へ広めます。

【目指す成果指標】

No.	指標の内容	基準値		R6 目標値
			年度	
1	ICTを活用した授業がわかりやすいと答える児童生徒の割合（学校統計基本調査）	91.7%	R1	95%
2	メディア安全指導員等を活用した児童生徒や保護者に対する情報モラル教育の実施（学校統計基本調査）	87.5%	R1	95%

1－（3）学びをつなぐ校種間連携の推進**【現状と課題】**

校種間の連携は、子どもたちの実態について情報共有をすることや、教育内容を一貫したものとして充実させるうえで有効であり、幼児教育から高等学校教育までを見通した「学び」や「育ち」の連続性や系統性が重視されています。特に幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を養う大切な時期であり、幼児教育と初等教育の連携は極めて重要なものであるため、地区別に連絡会議を行っています。さらに、市全体で協議する場を設定することが必要です。

継続的な支援や見守りが必要な児童生徒については、障害の早期発見と一貫した切れ目のない支援を行うことが大切です。「つながりのある教育」を目指し、学校・学年間での情報の確実な引継ぎを一層徹底していくことが必要です。

【今後の主な取組】**①早期からの継続的な教育相談・支援体制の整備**

- ・市内の保育所、認定こども園、幼稚園を訪問したり、こども未来課が行っている3歳児、5歳児健診、県北保健所が行っている巡回療育相談等に参加し、保護者等へ早期からの相談や情報提供の充実に努めます。また、就学コーディネーターを活用し、関係機関との確実な情報の引継ぎを行い、就学移行期における相談支援体制を整えます。

②特別支援教育の充実

- ・個別の支援が必要な児童生徒に対しては、「個別の支援計画」や「まどか」等を活用し、幼保・小・中・高等学校、佐世保特別支援学校北松分校における情報共有に努めます。また、児童生徒支援加配教員及び教育支援非常勤講師（県費）、並びに特別支援教育支援員（市費）等を各校の実情に応じて配置し、一人ひとりの子どもたちの教育的ニーズに応じた適切な支援を継続して行います。

③校種間の円滑・適切な引継ぎ

- ・学校段階間の円滑な接続が図られるよう、キャリアパスポートの活用、各地域や学校の実態を踏まえた交流活動や授業参観、適切な引継ぎのための連絡会議や教科研修等に取り組みます。

④校種間代表者連絡協議会の推進

- ・ 幼保小の代表による連絡協議会を開催し、幼児教育と小学校低学年における教育の連携を強化します。また、中高連絡協議会等による中学校と高等学校の連携を支援します。

【目指す成果指標】

No.	指標の内容	基準値		R6 目標値
			年度	
1	特別支援教育支援員の配置人数	23人	R1	26人
2	幼保小代表者連絡協議会の開催	無し	R1	開催



学力向上に向けた授業改善



ICT を活用した授業



イングリッシュ・キャンプ

2 人生を豊かにする心と体の育成

2- (1) ふるさと教育の充実

【現状と課題】

これまで、各学校において、総合的な学習の時間などで取り組まれてきたふるさと教育では、調べたことやまとめたことの発信は、ほとんどが校内で留まっています。

平戸全体のことを知り、平戸のことを大切に思う心を育てるふるさと教育には、世界遺産に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」（春日集落と安満岳、中江ノ島）など、各地に存在する豊富な学習材を生かしながら、子どもたちが体験的にふるさとである平戸の魅力にふれ、地域や他校へと発信できる環境を整える必要があります。

【今後の主な取組】

①地域の魅力を活かした学習の充実

- ・ふるさとの自然・歴史・文化・産業等の特色や課題について、総合的な学習の時間を中心として、地域のヒト・モノ・コト・情報を活用した学習の充実に図り、「夢・憧れ・志」を育む教育を推進します。

②社会科副読本の活用

- ・ふるさと学習に活用するための副読本「わたしたちの平戸市」を更新します。
- ・「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」（平戸市用）を活用します。
- ・「平戸検定」ジュニアバージョンを編纂し、子どもたちの興味・関心を高めながら、ふるさと学習ができるようにしていきます。また、「平戸検定」ジュニアバージョンの検定を実施します。

【目指す成果指標】

No.	指標の内容	基準値		R6 目標値
			年度	
1	「平戸検定」ジュニアバージョン検定の実施	未	R1	検定実施
2	「ふるさとのことを理解し、愛情を持っていると思うか」（学校統計基本調査）	小中平均 81.6%	R1	小中平均 85%

2- (2) 人権尊重の推進と不登校対策

【現状と課題】

個人の尊厳と人権尊重の精神を育み、豊かな人間性を育成するために、すべての教育活動を通して、その涵養に努めています。特に、道徳、人権・同和教育の充実と生活・生徒指導の徹底に力を入れています。児童・生徒が学校生活の中から偏見やいじめに気づき、自ら問題解決に向けて取り組んでいこうとする実践力の育成が必要です。

不登校については、平成21年度をピークに減少傾向にあったものの、平成29年度は24名、平成30年度は24名、令和元年度は28名と近年は横ばい状況で推移しています。不登校の原因や背景は、それぞれ異なりますが、子ども自身では解決

できない事例が増え、学校だけでは対応が難しい状況となっており、改善に向けて各機関との連携の在り方が課題となっています。

【今後の主な取組】

- ①学校における人権教育の充実
 - ・ 道徳の時間を要として、長崎っ子の心を見つめる教育週間、12月の人権週間の取組をはじめ、教育活動全体を通じて、人権・同和問題について正しく理解し、正しい人権感覚を身につけられるよう人権教育の充実に努めます。
- ②教職員の人権意識の向上
 - ・ 人権・同和問題について、研修等を通して、教職員の資質向上を図り、各学校における人権教育の充実につなげていきます。
- ③学校と外部機関との連携の推進
 - ・ 不登校をはじめ、校内だけの支援・対策では難しいケースが年々増加しています。関係機関の協力を得ながら、家庭と地域との連携をさらに強化します。
- ④人的支援の保障
 - ・ 県配置によるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの確保に努め、適応指導教室指導員の2名体制による支援を継続・維持します。それぞれの立場から、子どもや保護者に対する支援を行う体制作りを推進します。

【目指す成果指標】

No.	指標の内容	基準値		R6 目標値
			年度	
1	いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか。(全国学力学習状況調査質問紙)	小 97.9% 中 98.3%	R1	小中ともに 100%
2	市内各小・中学校における年間30日以上欠席率	1.26	R1	0.75

2- (3) 健康教育の推進

【現状と課題】

子どもを取り巻く健康課題は、生活習慣病や感染症など多様化し深刻化している状況です。その解決を図るためには、子ども自身に健康の大切さを自覚させるとともに、心身の健康の保持増進や望ましい食生活の実践など、健康教育の推進を図ることが必要です。また、体力面において、敏捷性等は、全国平均を上回っている学年が多いものの、柔軟性は平戸市全体において課題となっています。

【今後の主な取組】

- ①学校における健康教育の充実
 - ・ 日常の健康課題（感染症、生活習慣、がん、歯・口腔の健康、メンタルヘルス、メディアコントロール等）に視点を置き、保健指導や保健体育の授業を

- 通して、児童生徒自ら健康に対する意識を高め、健康でたくましく生きる力を育みます。さらに、「学校の新しい生活様式」に沿った取組を推進します。
- ・すべての小・中学校でフッ化物洗口を実施し、虫歯予防に努めます。

②学校における食育の充実

- ・市内に配置されている栄養教諭等を核として、食の専門的な立場からの食育指導を推進します。

③学校と関係機関が連携した健康教育の推進

- ・子どもの健康について適切に情報を交換し、子どもたちが生涯を通して健康で安全な生活を送ることができる力を身につけるために、学校保健委員会や講演会などを開催します。学校と家庭が連携して子どもの健康を守るしくみを整えます。

④学校体育との連携による健康教育の推進

- ・家庭や地域と連携して、夏のラジオ体操や地域のスポーツ大会等に進んで参加できるしくみと環境を整え、健康な体と心づくりに積極的に取り組む子どもの育成を支援します。体育の準備運動においては、ストレッチに力をいれます。

【目指す成果指標】

No.	指標の内容	基準値		R6 目標値
			年度	
1	中学2年生のむし歯保有率	14.4%	R1	12%以下
2	新体力テストにおける柔軟性「長座体前屈」	全学年全国平均以下	R1	全学年全国平均以上



ふるさと探訪（笠松天神社古墳）



学校保健会総会

3 子どもの学びを支える教育環境の充実

3 - (1) 教職員の資質と指導力の向上

【現状と課題】

「教育は人なり」といわれるように、教職員の資質と指導力が学校教育の成否に極めて大きく影響します。

これまでも、校内研修、各種研修会、学校訪問等の機会を通して指導助言や教職員自身の自己研鑽等により教職員の資質向上を図ってきました。しかし、これからの子どもたちに求められる資質・能力を踏まえた新学習指導要領が告示され、それに対応できる教職員の資質・指導力の向上が必要です。

一方で、教職員の超過勤務が日常化するなど深刻な問題となっており、これまでの働き方を大きく見直しながら、ワーク・ライフ・バランスを大切にしながら持続可能で時代の要請に応える教職員の資質と指導力の向上が求められています。

【今後の主な取組】

①働き方改革の推進

- ・教職員の正確な勤務時間を把握し、教職員の働き方に対する意識改革、心身の健康確保及び業務改善を図ります。週1回の定時退校日、部活動休養日(週2回)、家庭の日(ノー部活デー)を確実に実施するとともに、学校行事、各種会議、作成する諸帳簿等を精選します。さらに、校務支援システムなどICTを活用して教職員の業務負担軽減に取り組みます。

②教職員研修の充実

- ・管理職員から臨時的任用教職員まで、職務、経験年数等に応じた研修や今日的教育課題に応じた研修の充実に取り組みます。校内研修の充実のために、情報提供や訪問指導等を通して教職員の指導力向上の支援を行います。また、小中学校各1校を平戸市教育委員会指定研究校とし、実践や成果等を市内小中学校へ広めます。

③学校訪問指導の充実

- ・新任校長学校訪問、定例学校訪問等を通して、すべての学校の教育課題や人事課題を把握し、円滑な学校経営や主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に対する継続的な支援、指導を行い、管理職、教職員個々の指導力向上を図ります。

④不祥事対策の徹底

- ・各学校に設置している服務規律委員会を機能させ、服務規律強化月間の設定、不祥事根絶のための研修資料等をもとにした事例研修、目標管理制度を利用した校長面談等を通して組織的に取り組みます。教職員の使命感、倫理観、法令順守の意識を高め、不祥事を根絶します。

【目指す成果指標】

No.	指標の内容	基準値		R6 目標値
			年度	
1	超過勤務が月80時間を超える教職員の割合	8.2%	R1	0%
2	年2回以上、各種学校訪問指導の実施率	100%	R1	100% を維持

3-（2）学校施設の整備及び就学支援等の充実

【現状と課題】

学校施設は、建築後 30 年以上を経過した施設が全体の約 60%を占める状況で、安全性・機能性の確保は急務の課題です。今後、学びの規模や児童生徒数の動向に注視しながら、中長期的に教育環境を改善することが必要です。また、学校のトイレは、洋式が全体の約 40%で、子どもたちが快適な学校生活を送るため、また学校は、一般市民の避難所として利用され得る施設であることから、施設の新旧に係わらず一定の洋式化が必要です。

就学支援等については、義務教育の円滑な実施に資するため、適宜適切な就学支援が必要です。また、高等教育への志を経済的な理由であきらめることがないよう、修学支援が必要です。

【今後の主な取組】

①学校施設の安全性・機能性の確保

- ・学びの規模や児童生徒数の動向に注視しながら、計画的・効率的に施設の長寿命化整備を中心とした教育環境の改善を進めます。また、トイレの洋式化を進めます。

②就学支援の充実

- ・遠距離通学等の児童生徒に、通学費の補助及びスクールバス運行並びにスクールボート運航を行います。また、就学に経済的な支援が必要な要保護・準要保護世帯及び教育に特別な支援が必要な児童生徒に、学用品購入費等の扶助を行います。

③修学支援の充実

- ・高等教育における経済的な修学困難者に、奨学金の貸与を行います。また、社会情勢に添った制度の見直しを行います。

【目指す成果指標】

No.	指標の内容	基準値		R6 目標値
			年度	
1	小・中学校トイレの洋式化率	40.6%	R1	50%
2	奨学金の新規貸与人数	1人	R1	5人

3-（3）学校給食環境の充実

【現状と課題】

学校給食は、食習慣の形成や食育に有効です。なかでも、ふるさとに継承される郷土食や行事食を取り入れた学校給食は、地域の文化や伝統への理解を深めるうえで大切な教材でもあります。また、学校給食における地産地消については、国をはじめ、生産者と学校給食の関係者双方が拡充に期待しているところで、地場産品の使用率向上のために供給体制の充実が必要です。

食物アレルギー対策及び異物混入対策については、学校給食に携わる全ての機関が情報を共有し、共通認識を持って関わるのが重要です。

学校給食の提供には給食費の収納が不可欠ですが、一部に規範意識が低下した保護者の滞納があるため、その対策が課題です。

学校給食調理場の6施設は、建築後35年を経過した施設もあり、今後、安全性・機能性の確保はもとより、児童生徒数の減少に伴う食数減にも注視しながら、施設及び設備を整備していく必要があります。また、学校給食の調理及び配送業務については、民間業者等4社に委託して運営していることから、衛生管理の徹底による安全・安心な学校給食の提供のために連携を強化することが必要です。

【今後の主な取組】

①地場産品を活用した給食献立による食育

- ・地場産の食材を学校給食に提供し、身近な地域で食に関わる人の思いや感謝の気持ちを育むとともに、食と命について学ぶ場をつくります。

②学校給食調理場と関係機関の連携強化

- ・学校給食調理場と学校・保護者及び教育委員会が、共通認識を持って学校給食に携わるために、県食物アレルギー管理システムや市異物混入対応マニュアルの活用により、情報を共有し、連携を強化します。

③給食費の滞納対策

- ・現年度分の納期内納付を徹底し、法的措置を視野に入れた滞納対策を行います。併せて、過年度分の滞納解消を進めます。

【目指す成果指標】

No.	指標の内容	基準値		R6 目標値
			年度	
1	学校給食における地場産品の使用率	76.0%	R1	78%
2	学校給食費の現年度収納率	99.1%	R1	100%



食育指導



学校給食調理風景



教職員 ICT 研修会

重点目標 Ⅱ

—生涯にわたる学びの充実—

心身ともに豊かに学び続ける人材を育成します

1 いきがいにつながる学びの充実

1－（1）学びの環境や体制の充実

【現状と課題】

生涯学習社会を実現させるためには、市民一人ひとりが「学ぶ」という意識を持つことが大切ですが、仕事や家事に追われ、自分の時間がなくて学習できない人や学習する機会を十分に得られない人も少なくありません。市民の学びたい、学び続けたい想いに対して、いつでもどこでも学べる環境づくりが必要です。

各公民館・図書館においては、時代や地域に合った魅力的な講座を提供し、また、地域やサークルでの集まりに出前講座として積極的に講師を派遣するなど、市民の学習ニーズに対応し、いつまでも生きがいをもって学び続けられる体制と学習機会の充実を図ることが必要です。

中でも、平戸図書館は、今年（令和2年）5周年を迎え、生涯学習の拠点施設として、市民の皆さんに利用されています。今後も、市民に愛され、役立つ図書館の運営を行う努力をしていくことが大切です。

本市には、図書館2館と公民館図書室4館があり、この6館を拠点に、市内全域への細かなサービスを行うとともに、小・中学校の図書館とも、連携をさらに深め、子ども読書活動を推進していくことが必要です。

【今後の主な取組】

①普及啓発活動の推進

- ・ 学びに関する情報を、広く発信するために、生涯学習広報誌「まなぶ君」を発行するほか、6公民館それぞれの情報に特化した公民館だよりを発行します。
- ・ SNSを活用し、新鮮な学びの情報を細やかに発信します。

②生涯学習の充実

- ・ 拠点となる公民館・図書館を中心に、多様なニーズに応えられるような講座・教室等を開催します。
- ・ 上記拠点施設が、市民が自主的に学習する場となるような活用に努め、地域色豊かな学習機会の拡充を推進します。さらに、時代に即し社会的課題に対応した学習機会を提供します。

③図書館サービスの充実

- ・ 市民が幅広く情報を得られるよう、資料の収集・保存を行い、課題解決の支援ができる体制づくりを強化します。
- ・ 図書館に留まることなく、地域のすべての人々が、平等にサービスを楽しむよう努めます。そのためにも、図書館職員のスキルアップが必要となることから、研修を定期的実施します。
- ・ 高度化、多様化する市民の要求に対応するため、他の図書館や行政部局、各関係機関とのさらなる連携・協力を推進します。

【目指す成果指標】

No.	指標の内容	基準値		R6 目標値
			年度	
1	生涯学習まちづくり出前講座 (市民編) 開催数	134 回	R 1	150 回
2	公民館講座数	60 講座	R 1	70 講座
3	貸出資料数	249,409 点	R 1	270,000 点
4	資料密度 (人口1人当たり貸出点数)	8.0 冊	R 1	9.0 冊

1－(2) 人権教育の推進

【現状と課題】

人権問題が、社会環境の変化により、多様化・複雑化する一方で、地域や学校、職場などでは身近な問題であるという意識の醸成ができておらず、人権啓発活動に対する偏見や敬遠する態度がいまだに残っています。また、安易に書き込めるメディアによる人権問題が社会的にも深刻化しています。

基本的人権が尊重される社会を実現する担い手は、地域社会に暮らすすべての人々です。一人ひとりが自分のことと捉え、お互いを認め合い、理解を深めていくことが重要であり、多角的、多面的な視点から人権感覚を磨き、人権意識を持った行動をすることが必要です。

【今後の主な取組】

①人権教育啓発活動の推進

- ・人権問題を広く市民に考えてもらうため、地域、障害、性、メディアなどテーマに即した平戸・松浦地区人権教育研究大会を開催します。
- ・市民の人権啓発活動への理解と人権意識向上のため、行事などの機会を捉えて広報活動を行います。

②人権問題学習の推進

- ・さまざまな人権問題について正しい理解と認識を育て、地域が一体となった人権尊重社会の形成を進めるため、人権教育講座を開催します。

【目指す成果指標】

No.	指標の内容	基準値		R6 目標値
			年度	
1	平戸・松浦地区人権教育研究大会参加者数	152 人	R 1	180 人
2	人権教育講座参加者数	47 人	R 1	70 人

1－（3）学びの成果が活かされる人材育成・確保

【現状と課題】

市民の学習を支援するためには、指導者の果たす役割は重要であり、幅広い分野での専門的な指導者の育成や確保が必要です。

地域に埋もれた人材を発掘・育成し、これからのふるさとを担う新たなリーダーとして活躍していただくとともに、その次の世代の育成にも積極的に取り組んでいく必要があります。

【今後の主な取組】

①身近な場面で活躍できる人材の育成

- ・社会教育団体や地域の中で、次世代を担う人材の発掘、研修、育成を行い、活躍できる場の提供に努めます。
- ・上記の人材を、公民館講座や出前講座における講師として派遣し、指導者としての資質向上につなげて、さらなる活動の場を広げていきます。

②系統立てた学びの確保

- ・さまざまな分野の専門家を講師に招き、人材を育成する場を確保するため、「ひらど市民大学」を開催し、地域で活躍し、平戸を担う人材を育成します。

【目指す成果指標】

No.	指標の内容	基準値		R6 目標値
			年度	
1	ひらど市民大学登録数	67人	R1	70人
2	ひらど市民大学卒業者数（累計）	—	R1	50人



図書館おはなし会



ひらど市民大学

2 子どもたちの健やかな成長の支援

2-（1）家庭・学校・地域の連携強化

【現状と課題】

子どもを取り巻く環境が大きく変化している中、未来を担う子どもたちを健やかに育むためには、家庭、学校及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりを目指すことが必要です。

そのために、地域住民や豊富な社会経験を持つ外部人材等の協力を得て、家庭・学校・地域の連携協力によるさまざまな取組を推進し、地域全体の教育力の向上及び地域の活性化を図ることが必要です。

【今後の主な取組】

①学校と地域による協働活動の普及推進

- ・学校と地域の連携により、地域の将来を担う子どもたちを育成し、子どもたちを中心とした、地域コミュニティの活性化に努めます。
- ・地域の子どもは地域で育てるという意識のもと、地域の方々とのふれあいを通して、子どもたちが心豊かで、ふるさとへの想いととも、健やかに育まれる環境づくりに努めます。

②ココロねっこ運動の取組

- ・子どもたちの育ちには、親や大人のかかわりが大きく影響します。大人のあり方を見直し、大人みんなで子どもの心を育てる「ココロねっこ運動」を推進します。
- ・この運動推進の指導役である、ココロねっこ運動指導員の養成及び情報交換やスキルアップの支援を行い、ココロねっこ運動の醸成を図ります。

【目指す成果指標】

No.	指標の内容	基準値		R6 目標値
			年度	
1	地域こども教室開催数	4ヶ所	R1	6ヶ所

2-（2）体験活動の充実

【現状と課題】

子どもたちの生きる力を育むためには、ふるさとにおける自然や社会の現実に触れるなど実際の体験が大切です。また、具体的な体験や事物との関わりを通して発見したり、感動したりして、実際の生活や社会の在り方、自然、ふるさとについて学んでいきます。

さらに、学校以外において、他者との共同体験を行う機会が少なくなっている中、他者への理解や社会の一員としての認識、心の豊かさを身につけるために体験活動の機会を拡充していくことが必要です。

【今後の主な取組】

①地域における体験学習の推進

- ・家庭、学校、地域のかかわりの中で、子どもたちが日常生活とは異なる体験をしたり、地域の方のお世話になったりすることにより、ふるさとへの思い

や記憶を高め、自立心、集団生活への適応力、生活技能などを身につける機会を提供します。

②自然の中での体験学習の推進

- ・ふるさとの山や海における自然体験を通じて、好奇心や行動力を養い、課題解決能力や豊かな人間性など、生きる力の習得に向けた活動を実施します。

【目指す成果指標】

No.	指標の内容	基準値		R6 目標値
			年度	
1	通学合宿実施小学校区	6校	R1	8校
2	少年自然体験交流事業参加者数	32名	R1	40名

2- (3) 家庭教育支援の充実

【現状と課題】

少子高齢化、核家族化により、子どもたちを取り巻く環境や生活様式などが大きく変化している中で、家庭では、子育てについての情報不足を感じたり、悩みや不安を抱えたりする状況が見られます。

また、家庭には、子どもたちが基本的な生活習慣や倫理観などを、しっかりと培う役割が求められており、家庭での教育力のスキルアップが課題となっています。

このため、子育て中の親やこれから親になる世代に対して、親としての力を高めることなど、家庭教育への支援の充実が必要です。

【今後の主な取組】

①親子のふれあいの醸成

- ・親子で過ごす時間の確保が難しい中、本の読み聞かせは、親子のコミュニケーション不足を解消します。親子の親密感が高まり、信頼関係が強くなります。また、親の愛情を感じるにより、子ども自身の自己肯定感も養われます。

こうしたことから、図書館や読み聞かせボランティアグループを中心に、乳幼児期からの読み聞かせを推進し、親子のふれあいを支援します。

②家庭教育への支援

- ・基本的な生活習慣、自立心の育成、心身の調和の取れた発達を図るには、保護者への学習機会や情報の提供など、家庭教育を充実させることが必要です。また、モバイル端末の普及により、子どもたちのインターネット利用環境が、急激に変化しています。未熟な知識や好奇心により、犯罪に巻き込まれる子どもたちが増加しており、使い方など家庭におけるルールが大事になります。このような、子育てに関するテーマのほか、悩みや体験について、子育て中の親同士が交流し、話し合う親学習を実施します。

【目指す成果指標】

No.	指標の内容	基準値		R6 目標値
			年度	
1	ファシリテーター利用者数	95人	R1	125人



通学合宿



地域子ども教室



読み聞かせボランティアグループ活動

3 生涯にわたるスポーツの推進

3-（1）市民ひとり1スポーツの推進

【現状と課題】

本市のスポーツ活動は、運動会や健康まつりなど地域を核としたスポーツ大会と体育協会など競技種目によるスポーツ大会などがあります。

地域を核にしたスポーツ大会は、地域住民が集い、世代間の交流など地域コミュニティにも寄与してきました。

しかし、近年は、家族構成や生活様式の変化に加え、気候変動に伴い、大会自体が中止になることもあり、スポーツを行う機会が減少することも生じてきました。

このような中においては、天候に左右されず開催できる、公民館講座の軽スポーツ教室を積極的に推進し、市民ひとり1スポーツの実現を図っていくことが必要です。

あわせて、公民館を利用している体操サークル等による、健康体操や介護予防教室を開催し、市民の健康増進を推進していくことも必要です。

【今後の主な取組】

①公民館講座を活かした軽スポーツ教室の普及強化

- ・市内各公民館の講座において、地域住民が気軽に参加できる軽スポーツ教室を積極的に開催し、運動の機会を提供します。

②健康体操や介護予防教室の拡充

- ・公民館の高齢者教室において健康体操を実施している公民館利用団体と協力して、公民館講座の充実と健康増進活動を推進します。

【目指す成果指標】

No.	指標の内容	基準値		R6 目標値
			年度	
1	公民館講座「軽スポーツ教室」講座開催数	21回	R1	30回
2	健康体操など公民館講座数	—	R1	5講座

3-（2）スポーツ環境の充実

【現状と課題】

本市における、気軽にスポーツを行う、また、スポーツの競技力を上げることにに関して、ハード面については、拠点となる施設が老朽化しているため、改修工事や維持補修を行って活動を促進しています。

ソフト面については、各種スポーツ団体の運営支援や子どもたちの指導者の技術向上などの研修会を行っています。

しかし、拠点施設については、すべてを改修することができず、日々の活動に支障をきたしているところもあります。

また、指導者においても、職場の環境によって、十分に指導を行うことが出来ないほか、個々の指導技術向上のための研修会へ参加する支援体制がない現状があります。

このようなことから、スポーツ活動の更なる充実を推し進めるために、拠点施設の計画的な整備を行うとともに、市民の運動能力を向上させるためのトレーニング器具の導入を図ることなどが有用です。

また、十分な指導体制を構築するため、指導者育成及び研修会の拡充が必要です。

【今後の主な取組】

- ①スポーツ活動を支える指導者等の育成
 - ・少年スポーツの指導者等を育成するため、年2回の研修会の継続的な開催に加え、柔道整復師会等との連携によるスポーツ障害予防講習会を開催します。
- ②スポーツ拠点施設の充実
 - ・老朽化した施設の維持補修に加え、スポーツトレーニング器具の導入を行うなど、運動機能や健康増進の充実につながる設備の整備も実施します。

【目指す成果指標】

No.	指標の内容	基準値		R6 目標値
			年度	
1	指導者等の研修会開催回数	2回	R1	3回
2	トレーニング機器の導入箇所数	1箇所	R1	3箇所

3-（3）スポーツ関係団体との連携強化と組織の充実

【現状と課題】

本市は、スポーツを円滑に推進するため、競技スポーツを目指す体育協会及び、地域のスポーツ振興を行う、各地区体育振興会に対し、運営のための支援を行っています。

また、県内唯一のプロサッカーチームとの連携を図るなど、様々なスポーツ活動の支援を行っています。

さらに、各公民館は、「まちづくり運営協議会」と連携し、地域の生涯スポーツの普及の一助となっています。

しかし、人口減少に比例し、競技スポーツの人口も減少し、活動も縮小傾向にあります。

地域の体育振興においても、担い手不足やスタッフの減少により、スポーツイベントの開催も減少傾向にあります。

このような状況において、競技人口の拡充が急務であり、幼少期からのスポーツへの関心や高齢者スポーツの充実が重要となります。

【今後の主な取組】

- ①市内スポーツ団体等への支援
 - ・競技スポーツの競技力の向上のため、体育協会への運営支援と市民体育祭の支援を継続して行います。
 - ・地域の体育振興のために、各地区の体育振興会へ支援を行います。
 - ・少年スポーツ団体への運営や、競技レベルに応じたスポーツ活動に対して支援を行います。

②企業等との連携強化

- ・スポーツ人口の底辺拡大を図るため、県内唯一のプロスポーツチームであるV・ファーレン長崎との連携を強化して、幼少期のスポーツ教室を行います。また、スタジアムでの観戦を実施し、プロスポーツを生で体験することにより、市民のスポーツへの関心を向上させます。

【目指す成果指標】

No.	指標の内容	基準値		R6 目標値
			年度	
1	少年スポーツ団体への助成件数	34件	R1	35件



軽スポーツ（ポッチャ）



V・ファーレン長崎観戦



地域のスポーツ大会

重点目標Ⅲ

－ 歴史・伝統文化の保存・継承・活用 －

豊かな自然や歴史文化遺産・伝統文化、芸術などを大切にしたい郷土愛を育みます

1 平戸学の推進

1－（１）歴史文化・埋蔵文化財などの調査研究

【現状と課題】

本市は日本の最西端に位置し、中国大陸や朝鮮半島に近い地理的環境から、古代から現代に至るまで貴重な文化遺産を数多く有しています。国・県・市の指定・選定・選択・登録・認定文化財 215 件が所在する本市にとって、これらの文化遺産を保存・保護し、後世に伝えることは重要な責務です。

しかし、過疎化の進行により貴重な文化遺産が埋もれ、あるいは失われてしまう恐れがあり、未指定の文化財や埋蔵文化財など、継続した調査や学術的研究・評価・顕彰が求められています。

【今後の主な取組】

①学術研究と成果の活用

- ・本市独自の歴史・文化・自然を活かし、有形・無形・民俗・記念物・伝統的建造物群などの学術的調査・研究を積極的に行い、その成果を周知・公開し、保存・保護へと繋げます。また埋蔵文化財では、報告書を作成し、新たな平戸の魅力発信に取り組みます。

②展示活動

- ・博物館や資料館などと連携し、魅力ある企画展の開催を推進します。

③文化財の顕彰

- ・埋もれた文化財を指定し、顕著化し継承していきます。

【目指す成果指標】

No.	指標の内容	基準値		R6 目標値
			年度	
1	指定文化財の総数	215 件	R 1	220 件

1－（２）自然・歴史・伝統文化などの情報発信

【現状と課題】

本市には、数多くの文化遺産や自然遺産が所在しています。また、人々の生活生活により形成されてきた集落の風景や慣習なども地域の「宝もの」として大切に継承されてきました。

平戸市人口ビジョンによれば、今後も人口の減少が予測されています。人口減

少は、それまで地域コミュニティにより継承されてきた地域の「宝もの」を守る仕組みや財源の確保などに大きな影響を与えます。「宝もの」は、ふるさとや地域の誇り、絆の維持、また、その根底にある知と技の継承のために欠かすことができない大切なものであることから、世代交代や少子高齢化、転出などの社会的状況を踏まえつつ、地域内の「宝もの」をどのように次世代に継承していくのかを早急に検討することが必要です。

【今後の主な取組】

①地域資源の把握

- ・現状の地域資源を把握するために、市内に所在する様々な地域資源を有形・無形、指定文化財・未指定文化財に関わらず情報収集し、写真や地図、文化財情報などを関連づけた地域資源データベースとして整理します。

②文化遺産保全活用ポータルサイトの新規作成と公開

- ・地域資源データベースを基に、情報を体系的に分かりやすく整理した文化遺産保全活用ポータルサイト（地域資源を紹介するホームページ）を新規作成し公開します。

③情報発信の推進

- ・地域資源の普及啓発のため、SNSなどを積極的に活用した情報発信を行い、多言語化を図るとともに、地域資源マップなどの普及啓発媒体を作成します。

【目指す成果指標】

No.	指標の内容	基準値		R6 目標値
			年度	
1	地域資源データベースの登録数	0件	R1	200件
2	文化遺産保全活用ポータルサイトの公開	0件	R1	1件

1－（3）地域住民参加型学習の推進

【現状と課題】

本市は、平戸オランダ商館に代表される大航海時代の交流を示す史跡や、多様な歴史資産、豊かな自然を有しています。こうしたふるさとの歴史・自然を広く市民に伝えるため、「平戸紀要」「島の館だより」を刊行し、講座を開催しています。また、市民の国際理解や視野を広げるため、歴史等を活かした国内外の都市との交流事業に取り組んでいます。

しかし、講座参加者の固定化などがあり、十分に浸透していないのが現状で、今後はどのようにして裾野を広げていくかが課題となっています。

そこで、歴史や自然にちなんだ資源や交流事業等を有効に活用し、市民に地域の魅力を伝えながら愛郷心を育むことが必要です。

【今後の主な取組】

- ①小中高等学校との連携による講座等の開催

- ・市内の学校で地域の歴史や文化、産業、自然などを紹介する講座を行い、児童生徒のふるさとへの興味関心を高め、愛郷心を育むよう取組を広げていきます。

②「平戸学」講座の拡充

- ・本市の歴史や文化、産業、自然などへの関心を高め、理解を深めるために出前講座、歴史探訪、ワークショップなどの取組を行っていきます。

③交流の推進

- ・国内の香川県善通寺市・北海道枝幸町、海外の中国・オランダ・台湾等との交流を通して、平戸や日本と異なる環境・文化を持つ人々への理解を深めるとともに、客観的な視野を持つことによって平戸市の特徴や課題に気づくような人材の育成に努めます。

【目指す成果指標】

No.	指標の内容	基準値		R6 目標値
			年度	
1	小中高等学校での講座数	14回	R1	15回
2	平戸学講座の受講者数	277人	R1	300人



伝三浦按針墓地発掘調査



平戸学ワークショップ

2 文化遺産の保存・保全、活用の推進

2-（1）文化財保存活用地域計画に沿った保存・保全、活用

【現状と課題】

「平戸市文化財保存活用地域計画（計画年：2019～2027）」は、平戸市にある貴重な歴史や文化、自然、生活生業などの多様な地域資源を、指定文化財という保護の枠組みにとらわれず、総合的に把握し、保存・保全、活用していくための基本的なアクションプランです。特に滅失や現状変更が危惧される地域資源は、保存・保全と活用の両方の取り組みをバランスよく進めることが大切であり、地域住民に認知され、社会全体で守っていく環境づくりが必要です。

【今後の主な取組】

①保存・保全

- ・住民の日常生活と来訪者が共存できる環境をつくるため、地域全体で地域資源の保存・保全を行います。

②情報発信・教育

- ・地域資源の価値や魅力を理解してもらうために、来訪者へ情報発信を行うほか、地元での学習機会の提供を行います。

③整備・活用・受入

- ・地域資源を活用し、魅力を高め、住民生活に配慮しながら来訪者を満足させる受入体制を整備します。

④調査研究

- ・文化遺産について学術的な調査研究を行い、分かりやすい内容で公開します。

【目指す成果指標】

No.	指標の内容	基準値		R6 目標値
			年度	
1	平戸市文化財保存活用地域計画に記されるアクションプランの着手率	27.3%	R1	56%

2-（2）世界遺産構成資産の保全活用

【現状と課題】

平成30年7月に世界遺産に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産になっている「平戸の聖地と集落（春日集落と安満岳）、（中江ノ島）」には、年間約2万人が訪れています。特に「春日集落案内所かたりな」を中心とした各種取り組みは来訪者の増加とともに地元にも収入をもたらす、住民活動の原動力にもなっています。また、来訪者との交流は集落の活気を生み出していることから、今後も現状の来訪者数を維持していくことが重要です。しかし、世界遺産に登録された先行地の事例から、今後、来訪者数は減少していくことが予想されることから、集落の魅力を訴求する普及啓発のあり方を研究するとともに受け入れ体制の更なる充実を図り、魅力ある地域を創造していくことが急務になっています。

【今後の主な取組】

- ①世界遺産委員会への対応
 - ・定期的に開催される世界遺産委員会に提出する経過報告書の作成などを国や県、関係市町と連携して行います。
- ②普及啓発事業の実施
 - ・イベントの開催や普及啓発媒体などの作成を行います。
- ③「春日集落案内所かたりな」の活用促進
 - ・世界遺産ガイダンス施設である「春日集落案内所かたりな」の来訪者に対して、価値の普及啓発を図るとともに、都市住民と地元住民の交流を促進します。

【目指す成果指標】

No.	指標の内容	基準値		R6 目標値
			年度	
1	「春日集落案内所かたりな」で、価値や魅力を伝える企画展の回数	1回	R1	3回

2-（3）博物館等の施設活用

【現状と課題】

平戸市所有の博物館・資料館として、「博物館・島の館」「平戸オランダ商館」「大島村ふるさと資料館」があり、それぞれの特色に応じた展示・公開を行い、観光や小中学生の郷土学習などに活用されています。

しかし、開館後25年以上経過した施設もあり、建物の修理や展示施設及び内容のリニューアルが必要となっています。また、各施設とも来館者数が減少傾向にあり、市民の来館も少ないことから体験交流活動の充実など、リピーターを呼べるような魅力ある施設運営が求められています。

【今後の主な取組】

- ①施設の整備
 - ・老朽化した建物の改修、照明・空調の修繕・取替を行い、来館者のニーズを的確に把握し、施設の利便性向上に努めます。
- ②企画展、展示内容のリニューアル
 - ・企画展の開催、常設展示のリニューアル、説明板や案内板の改良、音声案内システムの導入を検討するなど、魅力的で解りやすい展示への転換を進めていきます。
- ③体験交流活動の充実
 - ・各施設の持つ特性を活かした体験交流メニューを増やすことにより、新たな入館者の獲得とリピーターの確保に取り組みます。
- ④集客・接客の向上
 - ・指定管理者と連携して、説明案内の質の向上に取り組み、リピーターの確保につなげるため、効果的な集客・接客の向上に努めます。

⑤情報発信

- ・博物館・資料館で調査研究した情報を積極的に発信します。

【目指す成果指標】

No.	指標の内容	基準値		R6 目標値
			年度	
1	展示リニューアル数	1施設	R1	3施設
2	講座・体験学習メニュー数	9件	R1	13件
3	企画展開催数	6回	R1	8回



体験学習(世界遺産・丸尾山)



定置網シンポジウム風景

3 芸術文化活動の推進

3-（1）文化芸術に親しむ機会の充実

【現状と課題】

離島や過疎地域を多く抱える本市にとって、一流の舞台芸術や音楽・美術などを鑑賞する機会が多いとはいえないことから、国・県・メセナ事業等の支援を得ながら、優れた文化芸術を鑑賞する場の提供に努めています。開催にあたっては、文化センターや未来創造館・公民館などの公共施設を主に利用しています。

しかし、専用のホールが限られ、開催場所も偏ることから、各地域に所在する寺院・教会・古民家の活用、学校公演における市民観賞の連携など、市内全域で文化芸術に親しむ機会の充実が求められています。

【今後の主な取組】

①学校公演の継続

- ・文化庁巡回公演、県青少年劇場等の開催を継続的に進めるとともに、市民の鑑賞について開催校との連携を図るなど鑑賞の機会の充実に努めます。

②文化芸術鑑賞の機会の提供

- ・地理的ハンデを持つ本市にとって、優れた舞台芸術に接する機会は少なく、引き続き国・県・メセナ事業等の導入を図り、民間施設の活用を進めるなど、より多くの市民が鑑賞できる機会の提供に取り組みます。

【目指す成果指標】

No.	指標の内容	基準値		R6 目標値
			年度	
1	学校公演開催校数	3校	R1	4校
2	芸術鑑賞事業入場者数	1,323人	R1	1,500人

3-（2）文化活動の支援と活性化

【現状と課題】

本市の文化活動は、文化協会4団体と公民館の利用団体を中心に行われています。また、美術振興会や田平権現太鼓など独自の活動を行っている団体、学校ごとの文化クラブ活動、PTAや健全育成会による文化活動も行われています。

しかし、未だに地域内での活動に止まっており、各文化協会の交流や合同での文化事業の開催を企画するなど、全市的な取組を進めるまでには至っていないのが現状です。また、それぞれの団体の活動資金や事務局体制においても市民主導の文化活動が求められています。

【今後の主な取組】

①文化活動団体の支援

- ・市民の自主的な文化活動について、後援や情報発信による支援を行い、文化協会などの運営経費の一部を補助し、市民文化活動の活性化を促します。

②小中高校生文化活動の支援

- ・全国大会や九州大会への出場は、小中高校生の文化活動において大きな励みとなり、交流と経験を積む機会となるもので、出場経費の一部を支援することにより活動の活性化を図ります。

③学校関係文化活動団体への助成

- ・PTA、健全育成会など、学校関係者で組織する文化活動団体が実施する文化事業経費の一部を助成し、学校区における文化活動の活性化に取り組みます。

【目指す成果指標】

No.	指標の内容	基準値		R6 目標値
			年度	
1	文化協会加盟団体数	83 団体	R 1	85 団体
2	学校関係文化活動団体への助成件数	4 件	R 1	5 件

3- (3) 文化活動の成果発表機会の提供

【現状と課題】

例年、各文化協会主催による文化祭、各公民館の利用団体による公民館まつりなど、加盟団体による発表会が行われています。また、市民の芸術作品の展示を行う市美術展覧会を開催しています。いずれも市民文化活動の発表・展示の場として、地域に根ざした文化活動として定着しています。

しかし、少子高齢化や文化活動の多様化などにより、参加数や出品者数が伸び悩んでおり、特に市美術展覧会の出品数を増加させるためには、学校教育との連携や公民館活動への働きかけなど、工夫や仕掛けが必要です。

【今後の主な取組】

①文化祭の開催支援

- ・各文化協会が主催する文化祭については、市民の文化活動における重要な発表の舞台であり、後援や情報発信を通じてより活性化に向けた支援を行います。

②市美術展覧会の開催

- ・市民の芸術作品の発表・展示の場として、市美術展覧会を継続して開催することにより、市民の芸術創作活動の啓発に努めます。また市内学校へ積極的に出品を依頼するとともに、公民館活動を行っている団体等へ呼びかけを行います。

【目指す成果指標】

No.	指標の内容	基準値		R6 目標値
			年度	
1	市美術展覧会出品点数	868点	R1	900点



ひらのの風コンサート



青少年劇場



地域文化祭

第4章 計画の着実推進に向けて

1. 計画の周知

本計画の着実な実施に向け、計画に掲げた目指すべき姿や施策の基本的方向性が、教育機関のみならず、広く市民にも共有されるようホームページ上で公表するとともに、支所、出張所、公民館、及び図書館などに配架します。

2. 計画の推進にあたっての関係機関等の連携

本計画に掲げる教育施策の円滑かつ効果的な展開のために、国、県、市がそれぞれ役割分担のもと相互に連携・協力が必要です。

特に、県とは緊密に連携し、国、県へ財政上の措置を要請するとともに本市の実情に応じた施策を効果的に実施するため、積極的に情報交換を行いながら本市教育の一層の充実を図っていきます。

本計画の実現には、行政や学校だけでなく、家庭をはじめ、子どもたちの健全な育成を支え、学んだことを活かし考え実践する場である地域、さらには福祉、産業、商工労働等の様々な分野の企業やNPOとの連携が不可欠です。それぞれの分野、団体と連携を図り、社会全体で効果的な取組みを推進していきます。

3. 計画の進捗管理

本計画の着実な推進にあたっては、計画（PLAN）、実施（DO）、評価（CHECK）、改善（ACTION）のPDCAサイクルにより、定期的かつ適切な進捗管理を行います。

本計画の成果指標の進捗管理については、総合教育会議により定期的な点検を行い、意見、提案をいただくほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により毎年度実施する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」の結果を用いて、各施策の継続的な点検を行い、計画の実効性を高めていきます。

資料編

1. 平戸市教育振興基本計画策定委員会条例

平成31年3月25日条例第20号

平戸市教育振興基本計画策定委員会条例

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、平戸市における教育の振興に関する基本的な計画を策定するため、平戸市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、平戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、第3期平戸市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の策定について、必要な事項を調査審議し、その結果を答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 市内小学校長、中学校長及び幼稚園長の代表者
- (2) 市内社会教育及び社会体育関係団体の代表者
- (3) 市内文化関係団体の代表者
- (4) 識見を有する者
- (5) 前4号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から基本計画が策定される日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(関係人の出席等)

第7条 委員長は、議事に関し必要があると認めるときは、委員以外の関係人に出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償の支給については、平戸市特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年平戸市条例第36号）別表に規定する「その
他の委員」の額とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後、最初に招集すべき委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

(この条例の失効)

3 この条例は、基本計画が策定された日限り、その効力を失う。

2. 平戸市教育振興基本計画策定委員

(敬称略)

番 号	委 員	氏 名	役 職 名
1	1号委員	◎ 山村 昭文	平戸市立平戸小学校校長
2	1号委員	○ 西澤 庄藏	平戸市立田平中学校校長
3	1号委員	松永 絹江	やよい幼稚園園長
4	2号委員	安河内 佳子	平戸市社会教育委員
5	2号委員	田中 まきこ	平戸市生涯学習推進会議委員
6	2号委員	辻村 敏	平戸市体育協会長
7	3号委員	加藤 有重	平戸市文化協会役員
8	4号委員	井芹 裕貴	平戸商工会議所青年部長
9	4号委員	福田 雅子	長崎県立猶興館高等学校長
10	5号委員	小濱 正彦	平戸市PTA 連合会長

◎ 委員長 ○副委員長

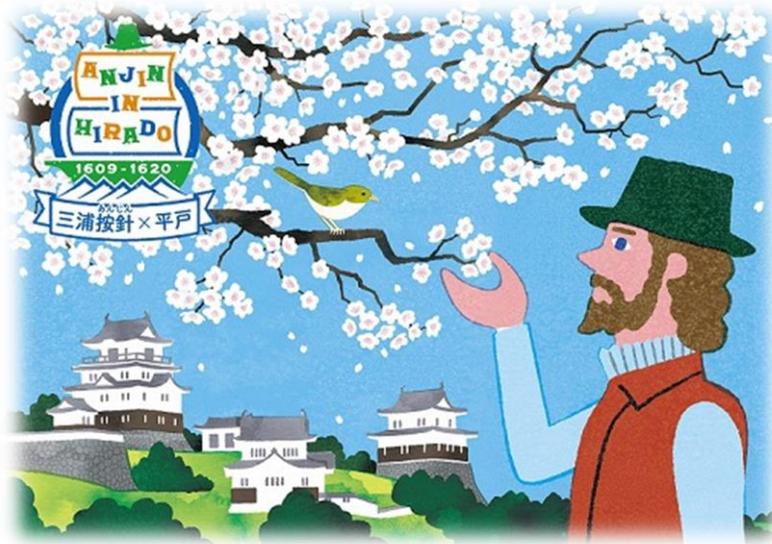
3. 用語解説

用語	説明	関連ページ
ア行		
ICT	「Information and Communication Technology」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを意味します。	7 8 14
生きる力	変化の激しいこれからの社会を生きるために、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力のバランスのとれた力のこと	13 20 21
遠距離通学	小学校で片道4km以上、中学校で片道6km以上の距離を通学すること	15
音声案内システム	音声ガイド機器を使って、音声による解説を行うシステムのこと	30
カ行		
春日集落案内所かたりな	重要文化的景観や世界遺産の普及啓発のために造られた春日町に設置した案内所のこと	29 30
学校統計基本調査	学校教育行政上の基礎資料を得ることを目的とした学校に関する基本的事項の調査のこと	9 11
学校の新しい生活様式	新型コロナウイルス感染症対策の3密（密集・密接・密閉）を避けた生活様式のこと	13
学校保健委員会	学校における健康の問題を研究協議し、健康づくりを推進する組織。学校だけでなく、地域、保護者、学校医等で組織されます。	13
GIGAスクール構想	義務教育を受ける児童生徒のために、1人1台の学習者用PCと高速ネットワーク環境などを整備する計画	8
キャリアパスポート	小学校から高等学校を通じて、児童生徒にとっては自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりして、自己評価を行うとともに、主体的に学びに向かう力を育み、自己実現につながるもの	9
県食物アレルギー管理システム	食物アレルギー事故防止のため、児童生徒のアレルギー物質について保護者と学校が情報共有するシステムで県内小中学校に共通する管理システムのこと	16
県青少年劇場	県内の青少年を対象に、音楽・演劇・古典芸能など優れた舞台芸術を鑑賞する機会を提供し、青少年の豊かな心を養い、文化活動の振興を図る長崎県の事業のこと	32
校務支援システム	業務の軽減と効率化を図るため、学籍・成績などの校務を情報化して、一つのソフトで行うシステムのこと	14
ココロねっこ運動	青少年の健全育成のために、県と市町が一体となり各関係機関・団体と連携協力し、大人のあり方を見	20

	直し、大人みんなで子どもの心を育てる県民運動のこと	
個別の支援計画	障害のある児童生徒の一人ひとりのニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うこと	9
サ行		
就学コーディネーター	就学前の早い段階から就学に向けた相談及び適切な指導を行う職種のこと	9
主体的・対話的で深い学び	児童生徒の目指すべき資質・能力を育むために新学習指導要領で示された視点	7 14
情報モラル	「情報社会を生きるために必要な態度や考え方」多くの情報から必要な情報を取り出して活用する力やインターネット上でのマナーなどを指します。	8
情報リテラシー	目的に応じて適切に判断、評価、選択、発信できる能力のこと	8
資料密度	人口1人当たり貸出点数のこと 貸出冊数÷人口	18
新学習指導要領	文部科学省が告示する初等教育および中等教育における教育課程の基準のこと	7 14
スクールカウンセラー	教育機関において心理相談業務に従事する専門職のこと	12
スクールソーシャルワーカー	児童・生徒の問題に対し、保護者や教員と協力しながら問題の解決を図る福祉の専門職のこと	12
スクールバス	遠距離通学者のため運行される市運営のバス	15
スクールボート	離島（高島）通学者のため運航される市運営の船舶	15
世界遺産委員会	世界遺産に関することを話し合うための国際連合教育科学文化機関の委員会のひとつ	30
全国学力・学習状況調査	全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るために行われるテスト。小学校第6学年、中学校第3学年を対象に、国語、算数・数学を毎年、理科、英語は3年に一度行っています	7 12
タ行		
確かな学力	知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたもの	7 8
地域こども教室	地域住民、多様な経験や技能を持つ人材・大学・企業等の参画により、放課後や土曜日等に、子どもたちの学習や様々な体験・交流活動を実施する場のこと	20

地域資源データベース	有形・無形、指定文化財・未指定文化財に関わらず収集した情報を整理したデータベースのこと	27
地域資源マップ	地域の宝ものなどが記載されているマップのこと	27
中高連絡協議会	市内中学校長、近隣高等学校長、教育委員会で集まり、情報交換を実施する組織のこと	10
長寿命化整備	学校施設の築80年維持を前提に、維持管理費の縮減を図りながら学習・生活環境の質を向上していく予防的メンテナンスのこと	15
通学合宿	子どもたちに、地域の人々の協力のもと、炊事、洗濯、買い物などを経験させたり、もらい湯などの生活体験を行わせたりするなど、集団生活、地域との交流活動を通して、人間関係力や生活力を育むため地域の異年齢の子どもたちが、1週間程度の期間、公民館等に寝泊まりし、炊事や掃除、身の回りのことを自分たちで行いながら、平常日に通学する体験活動のこと	21
デジタル教科書	教員が児童生徒に提示して指導するための「指導者用デジタル教科書」を指します。紙媒体の教科書内容だけでなく、音声や動画もふんだんに取り入れられています。	8
出前講座	市民からなるグループが、メニューの中から学びたい講座を申し込み、講師となる市民、市職員が出向いて行う講座のこと	17 19 28
伝統的建造物群	代々受け継がれてきた歴史的風致、集落や町並み全体を一つのエリアとして評価し、文化財として指定したもの	26
特別支援教育	障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの	9
ナ行		
長崎県学力調査	平成15年度から始まった本県独自の学力調査。小学校第6学年、中学校第3学年を対象に国語、算数・数学のテストを行っています。	7
長崎っ子の心を見つめる教育週間	長崎市、佐世保市で過去発生した青少年による痛ましい事件を忘れず、二度と起こさないことを再認識する機会とする観点から、「命に関する講話等」の実施、「道徳の授業公開」、家庭、地域、関係機関と連携した取組などを行う週間のこと	12
ハ行		
平戸学	豊かな自然や歴史文化遺産、伝統文化などを大切にしたい、市民の郷土愛を育むために実施する調査研究や普及啓発の取組みのこと	26 28

平戸紀要	本市が郷土の歴史や文化について調査研究した成果をまとめて毎年発行する刊行物のこと	27
平戸市ICT教育ビジョン構想図	本市のICT教育の進め方について、今後の大きな流れを示したもの	8
平戸市教育委員会指定研究校	市内小中学校の授業改善の拠点校として、市教育委員会指導の下、研究を行う学校のこと	14
平戸市文化財保存活用地域計画	平戸市にある貴重な歴史や文化、自然、生活生業などの多様な地域資源を、総合的に把握し、保存・保全、活用していくためのアクションプランのこと	29
ファシリテーター	会議やミーティングなどにおいて、中立な立場に立ち、参加者の状況を見ながら議事進行を務め、問題の解決や合意の形成に導く役割をする人のこと	22
マ行		
まちづくり運営協議会	自分たちの住む地域の将来をどのようにしていくのか、どういった事業を推進していくのか、それに伴う財源、活動の拠点、人材はどのように確保していくのかなどを考え、組織の意思決定を行う手順や組織的に地域課題、生活課題の解決にどう関わっていくかを整理して、地域の住民が主体的に考え行動しそこに住むみんなが参加できる住民自治のしくみとしての組織のこと	24
まどか	母子手帳と共に配布される本市独自の子育て相談支援ファイルのこと	9
学びの規模	小中学校について国が定める学校規模のほか、県・市の方針等による学校規模や学習形態および離島やへき地の地域性等を総合的に考慮した学校の規模のこと	15
メセナ事業	企業が行う文化活動支援事業のこと	32
メディア安全指導員	子どもたちを取り巻くメディア（ゲームやケータイなど）の現状を知ってもらい、これらが引き起こす生活リズムの乱れやメディアへの依存、被害などについて大人・親の対応方法について学校・PTA・青少年育成会・地域研修会等で講和ができる人	8
ヤ・ワ行		
読み聞かせボランティアグループ	市内小中学校、保育所、認定こども園、幼稚園、公民館などで読み聞かせを行っているボランティア団体のこと（平戸市読み聞かせボランティア協議会登録団体 R 2. 6 末現在4団体）	21
ワーク・ライフ・バランス	生活と仕事の調和のこと	14
わたしたちの平戸市	市内小学校の中学年で地域学習に活用するために作成された平戸市独自の副読本のこと	11



令和2年は三浦按針没後400年になります

第3期平戸市教育振興基本計画

発行年月 令和2年10月

編集発行 平戸市教育委員会教育総務課

〒859-4807 平戸市田平町里免27番地1

TEL 0950-22-9213 (直通)

FAX 0950-25-1211

Email kyouikusomu@city.hirado.lg.jp